意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	テレワークの推進に向けた、労働基準法の見直しに関する提案について
2. 既存の制	労働基準法第109条において「使用者は賃金計算の基礎となる事項を
度・規制等	都度記録する旨」規定され、労働基準法施行規則第5条第1項の2におい
によってI	て、「使用者は労働契約締結に際し、就業の場所を明示する旨」規定されて
CT利活用	おります。
が阻害され	テレワークを行う場合、勤務と休憩の区別を明確にしづらく、使用者が
ている事	労働時間を的確に把握・記録することができないうえ、就業の場所を予め
例・状況	明示しておくことも困難であります。なお、労働基準法第38条の2に基
	づくみなし労働時間制を採用する場合であっても、休日・深夜勤務に係る
	割増賃金を計算するための労働時間の把握・記録が必須となります。
	ブロードバンド環境の整備や仮想化技術の進展、シンクライアントPC
	の充実等によって、格段にテレワークを行うためのICT環境が向上して
	いるなか、前述の規定等によりテレワークの普及が進みにくい状況にあり、
	結果的に I C T 利活用の阻害要因にもなっていると考えます。
3. I C T 利	・労働基準法
活用を阻害	・労働基準法施行規則
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	ICTを活用したテレワークに関して、労働契約締結の際に明示する内
活用を阻害	容の緩和、勤務管理の柔軟化等、使用者及び労働者協議のうえ、双方が納
する制度・	得できるルールの導入が可能となるよう見直すことを提案いたします。
規制等の見	テレワークの普及により柔軟な勤務形態が実現することで、労働者にと
直しの方向	っても通勤に係る負荷軽減等に繋がり、ひいては個人生活の更なる充実に
性について	寄与するものと考えます。
の提案	